

学校いじめ防止基本方針

青森市立造道小学校

はじめに

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と身体は大切にされなければなりません。子どもの心と身体に深刻な被害をもたらす「いじめ」は、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。

しかし、「いじめ」はいつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。それ故に、学校、教育委員会はもとより、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければなりません。

次代を担う子どもたちが、健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えるために、学校全体で組織的な取組を進め、「いじめを生まない土壌づくり」に、すべての教職員が日々実践することが求められています。

I いじめ対策指針

1 いじめの定義

【平成17年度から】

「いじめ」とは、

- ①自分より弱い者に対して一方的に、
- ②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、
- ③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなくいじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

【平成18年度から】

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなくいじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【平成25年 いじめ防止対策推進法】

第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成29年3月 文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」を改訂】

【平成29年11月1日 青森県いじめ防止基本方針を改定・公表】

- ・いじめの定義をより具体的に記述。心身の苦痛を感じているものいじめとして認知する。けんかも含む。
- ・軽微な案件はいじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、いじめとして校内で情報共有する。
- ・いじめ解消の定義を、「いじめに係る行為が3か月以上、止んでいること」「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を満たすこと。解消されているかどうか、本人と保護者へ確認すること。

2 いじめに関する基本的認識

(1) いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。

(2) いじめは、すべての児童、学級・学校に起こりうる問題である

どの学校の、どの学級の児童においても、いじめは起こり得る。また、子どもたちの誰もがいじめを行う者にもいじめを受ける者にも成り得ること、さらに、いじめを受けた者がいじめを行う者に、またその逆になることもある。

(3) いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されない

実際に手出しはしないが、見てはやし立てる児童、「関わりたくない」「仕返しがこわい」などの理由から、傍観する者も多い。見て見ぬ態度はいじめの助長につながり、いじめを行う児童に加担することにもなる。児童の態度いかんで、いじめの抑止力にも成り得るため、児童がいじめについて正しく認識することが大切である。

(4) いじめの態様は様々である

いじめの行為が発見しやすいものと、表出されにくいものなど、その様態は様々である。

- ア) 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ) 金品をたかられる。
- カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

(5) いじめは、児童からの自発的な訴えは寄せられにくく、事実の発見が難しい

いじめを受けている事実を知らせることにより自尊心が傷つく、親に心配をかけたくないさらなるいじめを受けることへの不安等により、事実を口にしないことやアンケート調査の回答に事実を反映させないことも少なくない。また、事実を隠し平静を装ったり、明るく振舞ったりすることもある。

さらに、自分自身に原因があると自責の念に駆られ、自分の存在を否定する気持ちに陥ったり、具体的な行動（自傷行為や命にかかわる重大事故）につながったりすることもある。いじめを受けているストレスや欲求不満の解消を他の児童に向けることもある。

(6) いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある

本人にはいじめとしての自覚は無く、冷やかしからかい、いたずら等の遊び感覚で行為に及んでいることもあり、いじめを受けている児童との意識に大きな差が見られる。

また、いじめを受けている児童にも原因や問題があると考え、いじめ行為を正当化する間違った認識も一部には存在する。さらに、周囲との差異や個性を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生したり、自分がターゲットにならないために、いじめ行為に加わったりすることもある。

(7) いじめは、解消後も注視が必要である

アンケート調査等により認知したいじめについて、関係児童を指導し問題が収束、解消したととらえた事案についても、時間を置いて再発する可能性を含んでいる。また、以前に把握した際の内容とは異なるいじめの様相、サインを発することもある。

(8) いじめは、教師の児童観や指導のあり方が問われる問題である

教師の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長してしまったりすることもあり得る。そのため、日頃からの「いじめは絶対に許されない」とする毅然とした態度、個性や差異を尊重する姿勢を示し、道徳教育や心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて、教師が正しく認識し指導することが大切である。

(9) いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを有している

わが子の健全な育ちに責任を持つことや、しつけや指導の仕方、いじめについてのとらえ方など、家庭の様子が児童に与える影響は大きい。家族から得る深い愛情や精神的な支え、信頼関係、親子の会話やふれあい、子どもを学校に通わせるうえで必要な配慮や準備の有無など家庭教育の在り方が、児童のいじめにつながる言動に反映されている場合もある。

(10) いじめは、家庭・学校・関係機関・地域社会が連携して取り組むべき問題である

児童の様子をいち早くキャッチした者が、その当人を取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

3 いじめの認知と解消について

(1) いじめの認知

教師が見つけたり、子どもや保護者等から訴えがあったりしたいじめの被害のうち、学校が関係生徒等から事実確認をし、いじめの定義に該当するいじめであると学校が判断したものの。

※いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの解消について

いじめ解消の定義

- ・「いじめに係る行為が3か月以上、止んでいること」「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を満たすこと。
- ・解消されているかどうか、本人と保護者へ確認すること。

など、いじめを受けているときと比べ、子供の状態の改善が見られるようになったことが、一定期間（最低3か月）継続している状態ととらえる。また、一定期間、継続しているかどうかについては、本人・保護者へ確認するほか、友人からの聞き取りや教職員間の情報交換等により総合的に判断する。なお、表面的・形式的に判断するのではなく、いじめられた児童の立場に立っておこなう。

Ⅱ いじめ問題への組織的な対応について

1 組織対応の基本的な考え方

担任や一部の教職員だけで問題を抱え込むことなく、学校として組織的に対応することが原則である。そのために、以下について校内で共通理解を図ること。

- (1) いじめ問題は、早期発見や早期解決、未然防止に向けて、チームで対応することを原則とする。
- (2) いじめ対策に同一步調で取り組む組織（対策会議や校内委員会）やルールを作る。
- (3) 各学級で起きていることを校内報告会等で共有化して、担任を学校全体でフォローする。
- (4) 問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しない。
（問題解決までの過程とは、「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証」を指す。）
- (5) 時系列に沿って、経過の記録を残しておくこと。

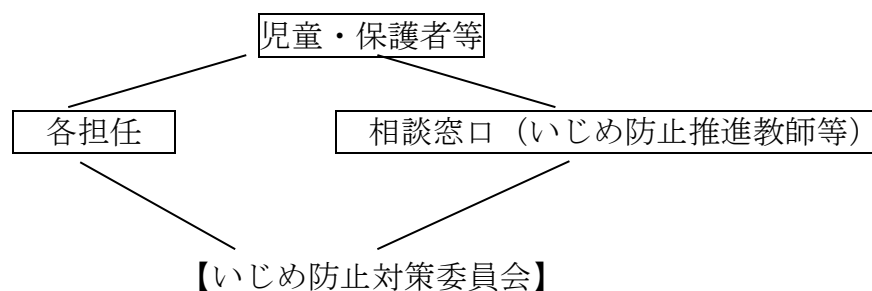
2 いじめ防止対策委員会

(1) いじめ相談窓口

「いじめ」は、早期発見、早期対応が求められる。学級担任をはじめ相談しやすい教職員への連絡・相談は勿論、具体的な窓口を「いじめ防止推進教師」等とし、「いじめ」の早期発見に努める。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の設置

「いじめ」の早期発見、早期対応、早期解決の取組を行うための組織として設置する。
なお「いじめ防止対策委員会」は、いじめの防止対策、早期解決の取組み以外に、いじめに関する研修会いじめ防止のための児童への一斉指導、いじめに関するアンケート調査の実施いじめ防止に向けた保護者との連携等の企画・運営も担当する。



構 成 員	運 営	内 容
・校長 ・教頭 ・教務主任 ・いじめ防止推進教師 ・生徒指導主任 ・学年主任 ・養護教諭 ・特別支援教育コーディネーター（CA） ・関係児童の教職員 ・PTA会長	・定期的な開催（週1回） ・生徒指導部と兼ねることも可能だが、いじめ問題に特化した委員会（生徒指導分掌会議月1回） ・重要性・緊急性が高いと判断される場合、迅速に召集 ※現職教育としての研修機会	・いじめ対策の検討 ・調査などの実施、結果分析 ・ケースの検討 ・記録の集積（データの整備） ・教育相談計画 ・全校一斉アンケートの実施 ・「いじめの状況報告書」「いじめ対応報告シート」提出（報告）

(3) いじめ防止対策委員会の業務内容

いじめの防止及び発生時に、組織的に対応するための分掌であり、いじめ防止対策に特化した業務を以下のように定める。

	管理職	学級担任	いじめ防止推進教師 生徒指導主任	養護教諭
いじめ防止	・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成 ・道徳教育や人権教育の充実、読書・体験活動の計画的な推進 ・児童の自己有用感を高めるための体験活動の機会を職員へ働きかける ・児童自ら主体的に取り組む環境整備	・日常的に「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成 ・傍観者のいじめを抑止する仲裁者への転換をはかる指導 ・一人一人を大切にしたい分かやすい授業づくり ・いじめに関する積極的な報告	・情報の収集要請と集約（データベース化） ・関係機関への定期的な訪問、情報交換 ・いじめ対策の校内全体計画や対応マニュアル等の立案 ・定期的なアンケート調査や教育相談等の実施計画 ・校内巡視や学区巡回等の実施を通して生活する場の異常の有無の確認	・学校の教育活動の様々な場面での命の大切さの啓発 ・校内研修や職員会議での積極的な発信 ・保健室来室状況の把握と学級担任との密な情報連携
早期発見	・いじめに関する相談体制の整備 ・学校における教育相談が悩みを積極的に受け止められる体制で適切に機能しているか定期的に点検	・日頃から児童の見守り ・信頼関係の構築 ・交友関係の把握 ・個人面談や家庭訪問を活用し、教育相談を行う ・いじめの気づきの第1報	・情報報告者への確認や関係者からの聞き取り ・仮仕分けによる対応判断・対応の要請	・保健室を利用する児童との雑談の中で、様子の変化の感得と機会をとらえた相談
いじめ発生時の対応	〈組織〉 ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（役割分担） ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める	・いじめと疑われる行為を発見した場合は、直ちにその行為を止める ・児童や保護者からの訴えに対する傾聴 ・聞き取り等、いじめの正確な実態把握 ・複数いる場合は、同時刻、個別に聞き取る	・校長の承認を受け、いじめ防止対策委員会の緊急召集を決める ・いじめ防止等対策委員会の運営と、会議結果の全教職員への周知を行い、いじめ問題の「可視化」を推進する ・「いじめの状況報告書」「いじめ対応報告シート」提出（報告）	

(4) いじめの発見、報告体制等のシステム化

- ①いじめを発見したときの報告体制
- ②いじめ発見のための実態調査の方法（アンケートや教育相談等の実施時期及び内容）
- ③いじめの指導記録の共有化（児童在籍期間保管）
- ④情報の可視化 → 情報の共有化 → 問題への意識化 → 解決に向けた協働体制の確立
- ⑤いじめ問題への確実な引継ぎ → いじめの再発防止 → 子どもを守る
- ⑥記録から見える課題の把握 → いじめの発生しやすい時期、集団、人間関係、きっかけ、場所等

Ⅲ いじめの未然防止に向けて

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組まなければならない。

子ども・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施していく。

1 いじめを許さない学校・学級づくり

- (1) 「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方への転換が必要である。すべての児童を対象に、健全な社会性をはぐくみ、当たり前のことを当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の活動である。
- (2) いじめを受けた者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、いじめを行わせないという意味での未然防止策が必要である。
- (3) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底させること。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめ行為と同様に許されないという認識、また いじめを受けていることを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、児童にしっかり定着させる。
- (4) 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼関係の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について、児童が心から価値意識を感じるよう適切に指導すること。特に、学級経営、人権教育、道德教育を通して、このような指導の充実を図る。また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を行う。
- (5) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、行動できるようになるよう、主体的に取り組む教育活動を行う。

2 いじめの未然防止に向けた手立て

(1) 学級経営の充実

- ア) 児童に対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、障害・国籍・疾病等による差別心をもたず、互いを認め合う学級を作る。
- イ) 児童の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめる。
- ウ) 正しい言葉遣いができる集団を育てる。
 - ・いじめの大半は言葉によるものであるため、人権意識を欠いた言葉遣いには適宜指導を行う。例)「キモイ」「ウザイ」「死ね」「役ただず」

- エ) 年度初めに学級のルールや規範を定め、児童が守れるように年間を通じて継続的に指導を行う。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底することも重要である。
- オ) 定期的に行う生活アンケートや各種学力調査における質問紙調査の結果、児童の欠席・遅刻・早退の回数、普段と異なる表情や体調不良等から実態を把握し、変化の兆候を素早くつかむとともに早期対応につなげる。
- カ) 学級担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見通しをもってすすめる。

(2) 授業中における生徒指導の充実

- ア) 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。
- イ) 「楽しい授業」「分かる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。
- ウ) 発言や集団への関わりに消極的な児童もいるため、教師が適切に支援を行い、満足感や達成感、連帯感がもてるように配慮する。
- エ) 学級担任及び教科担任として、自らの授業づくりを定期的に見つめ直し、見通しをもってすすめる。
- オ) 授業参観の視点を明確にするとともに、全ての教員がお互いの授業を参観し合い、協議する機会を位置付ける。

(3) 道徳授業の充実

自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に深く関わりある題材を取り上げることが指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫する。

特に、長期休業明けには、いじめの防止等に関わる価値項目や内容項目等を重点的に学習する時間を設定する。

(4) 学級活動の充実

- ア) 話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- イ) 学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター(※1)のプログラムやピア・サポート、ピア・カウンセリング等(※2)を活用し、社会性を育てる。
- ウ) アサーション・トレーニング(※3)やソーシャル・スキルトレーニング(※4)等を活用し、人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を身に付けさせる。

(5) 学校行事の工夫

児童が取り組むことを通じて、達成感や自己有用感、感動、人間関係の深化が得られるような企画や工夫を行う。

(6) 児童会活動の工夫

子どもが主体となって、自らいじめ問題の予防と解決に取り組めるよう、児童会活動を活用する。(実践例) 児童会による「いじめ防止サミット」等の開催

(7) 情報モラル教育の充実

パソコン、携帯電話を使って、意図的または無自覚にいじめを行う者やいじめを受ける者になるケースがある。情報教育授業のほか、道徳、学級活動などの中で関連性をもたせながら情報モラル教育に取り組む。

(8) 発達障害のある子ども等へのいじめを防ぐ

アスペルガー症候群、ADHDなどの発達障害のある子どもに対するからかい等から、いじめへの発展を防止するため、スクールカウンセラーなど専門職を交えて、教職員間で障害特性の理解や具体的かかわりの共通認識をもとに、周りの児童生徒への指導や本人への配慮等の対応方法を工夫する。

- ※1 リーダーの指示した課題をグループで行い、そのときの気持ちを率直に語り合い、「心と心のキャッチボール」を通して、徐々に本音を表現し合い、それを互いに認め合う体験を深めていくこと。
- ※2 児童・生徒同士の相談相手（ピア・カウンセラー）や相談相手まではいかなくても支えたり、励ましたりする仲間を児童・生徒の中で作る取組。
- ※3 自分の考え、欲求、気持ちなどを率直に、正直に、その場の状況にあった適切な方法で述べ自分も相手も大切にしたい自己表現の訓練。
- ※4 困難を抱える状況の総体を「ソーシャルスキル」と呼ばれるコミュニケーション技術の側面からとらえ、そのような技術を向上させることによって困難さを解決しようとする技法

IV いじめの早期発見に向けて

いじめの早期発見は、早期対応につながる。早期発見のために日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められている。

また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

1 いじめを発見する手立て

(1) 教員と児童との日常の交流を通しての発見

休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。また、言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合には、教員から声を掛け様子を伺う。

【子どもがいるところには、教職員がいる】

【いじめ発見のポイント】

○いじめられている側の言動を中心として

- ・遅刻、早退が目立ち、理由のはっきりしない欠席が多くなる。
- ・表情に乏しく、生気がなく、浮かぬ顔をしている。
- ・おどおどするなど落ち着きを失っていることが目立つ。
- ・衣服が不自然に破れたり、手足や顔に理由のはっきりしない傷やあざ、鼻血の跡が見られたりする。
- ・持ち物や教科書、ノートなどにいたずら書きが見られたり、隠されたりする。
- ・委員長や班長といった責任ある仕事を突然辞めたいと言い出す。
- ・教師から指名されたり、自分から意見を述べたりすると、周囲から冷やかしかや奇声、野次がでたりする。
- ・集団からはずれて、一人でぼつんとしていることが多い。
- ・特別な用事がないのに、保健室や職員室に出入りする。

○いじめる側の言動として

- ・特定の子の失敗や規則違反等を強く非難する。
- ・特定の子に攻撃的な態度をとり、グループから排除しようとする。
- ・特定の子を笑い者にし、冷やかしかやからかいをする。
- ・特定の子を呼び出したり、何かを言いつけたり、仲間とアイコンタクトを取ったりする。
- ・教師の目を避けようとする。

(2) 教職員間の温度差を解消するために

- ア) 多くの教員が様々な教育活動を通して子どもたちに関わることにより、発見の機会を多くする。(教科担当教員、部活動顧問教員等)
- イ) 教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、トイレや特別教室付近などを確認したりすることも気になる場面の発見につながる。
- ウ) 教員がいない場所ほどいじめが起こりやすいという認識のもとに、休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を積極的に行うことも、発見を容易にする。
- オ) 学校運営計画表をもとに、月毎に目指す具体的な子ども像について、共通理解を図る。
また、学年会(週1回)では、小さないじめの芽でも見逃さないよう情報交換を行う。

(3) アンケート調査の実施と分析

- ア) いじめも含めた「生活アンケート」等の調査を学校全体で計画的に取り組む。
「なかよしアンケート」・・・毎月実施(長期休業中も出校日を設けて実施)
- イ) アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得ることも有効である。
- ウ) 児童の人間関係に変化が表れる時期(新年度や長期休業明け等)や、縦割り班の組織に伴う人間関係上の不安を感じる時期に実施することも有効である。

【生活ノートや連絡帳の活用】

(4) 教育相談を通じた実態把握

ア) 定期的な生活面談を実施するとともに、児童が希望をする時には面談ができる体制を整えておく。

「なかよしアンケート」実施後の個人面談・・・毎月実施（長期休業中も出校日を設けて実施）

「夏期休業中」の保護者面談・・・7～8月に実施

イ) 面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等の専門的な立場から助言を得る。

【気軽に相談できる雰囲気作り】

(5) 学級内の人間関係を客観的に把握

学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもある。担任の思い込みを避けるためには、教師の間の情報交換や各種調査による点検も必要である。

※3年生以上の学級で必要に応じ「アセス」を実施（生徒指導部が協力）

2 いじめを訴えることの意義と手段の周知

(1) 「いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる」ことであると日頃から指導し、浸透させる。

(2) 学校における「いじめ相談」への対応について家庭や地域に周知する。

(例) ・担任はもとより、養護教諭他、誰でも話しやすい教職員に伝えてよい。

・意見箱や悩み相談箱の利用（管理の徹底を約束する）。

・スクールカウンセラーへの相談の申し込み方法を周知する。

・学校の電話番号や代表アドレスを周知し、様々な方法で相談できることを周知する。

(3) 関係機関（いじめ相談室、電話相談等）へのいじめの訴えや相談方法を児童、家庭、地域に周知する。

ア) 県教育委員会作成の関係相談窓口資料を配布、掲示等により周知を図る。

イ) 相談カード等を配布後も、児童が必要な時に直ぐに手に取ることができるように予備を校内におく等、気軽に相談活動ができるよう工夫する。

(4) 匿名による訴えへの対応

匿名で訴えたい気持ちに理解を示し、早期に確実にいじめを解決するためには氏名等の情報を得る必要があることを伝え、相談機関は秘密を厳守して、意向に添った対応を行うことを周知する。

3 保護者や地域等からの情報提供

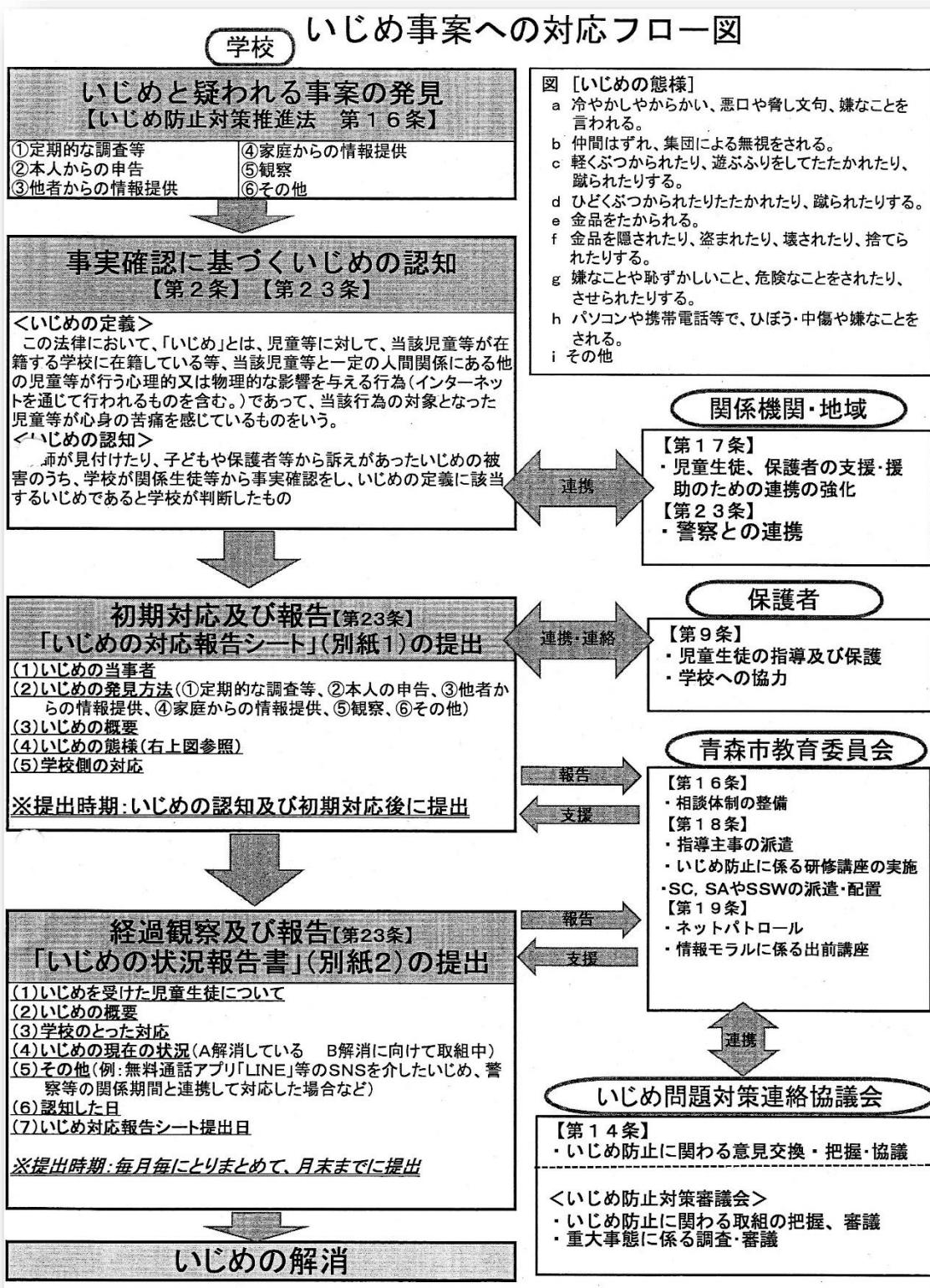
(1) 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者、地域に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見及び情報提供に協力を求める。

・保護者への協力依頼 ・地域（民生児童委員・主任児童委員等）への協力依頼

(2) 保護者が児童の変化を読み取れるよう「チェックポイント」(「家庭における日常的な観察」)などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知する。

(3) 中学校区生徒指導連絡協議会、地域懇談会、学校評議員会等の情報交換、協議できる場を通して、いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報提供し、コミュニケーション体制づくりに努める。

V いじめの発見から解決まで《フロー図は青森市教育委員会より》



※留意事項（保護者との日常的な連携）

- ・年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・いじめや暴力の問題の発生時には、いじめを受ける側、いじめを行う側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

VI ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、子どものパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく必要がある。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などへ書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

トラブルの事例

【ネット上のいじめ】	特殊性による危険
■メールでのいじめ ■ブログでのいじめ ■チェーンメールでのいじめ ■学校裏サイトでのいじめ	◆匿名性により、分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど心理的ダメージが大きい。
■SNSから生じたいじめ A君が友だち数人に限定したサイト（SNS）だからと安心して、B君の悪口を書き込んだ。それをC君がコピーして他の掲示板に書き込みB君の知るところとなった。その後、同掲示板にA君への誹謗中傷が大量に書き込まれた。	◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。 ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
■動画共有サイトでのいじめ A君は、クラスの数人からプロレスの技をかけられていた。その様子は携帯電話でも撮影されていた。そして過激な映像が注目されている動画共有サイトに投稿されていた。	◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

ブログ・・・「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるWebサイト。

SNS・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。コミュニティー型の会員制Webサイト。

2 未然防止のために

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行います。

(1) 保護者会等で伝えたいこと

①未然防止の観点から

- 子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること

②早期発見の観点から

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

(2) 情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

①インターネットの特殊性を踏まえて

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

3 早期発見・早期対応のためには

(1) 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

(2) 書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。 ※学校非公式サイトの削除も同様

①指導のポイント

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

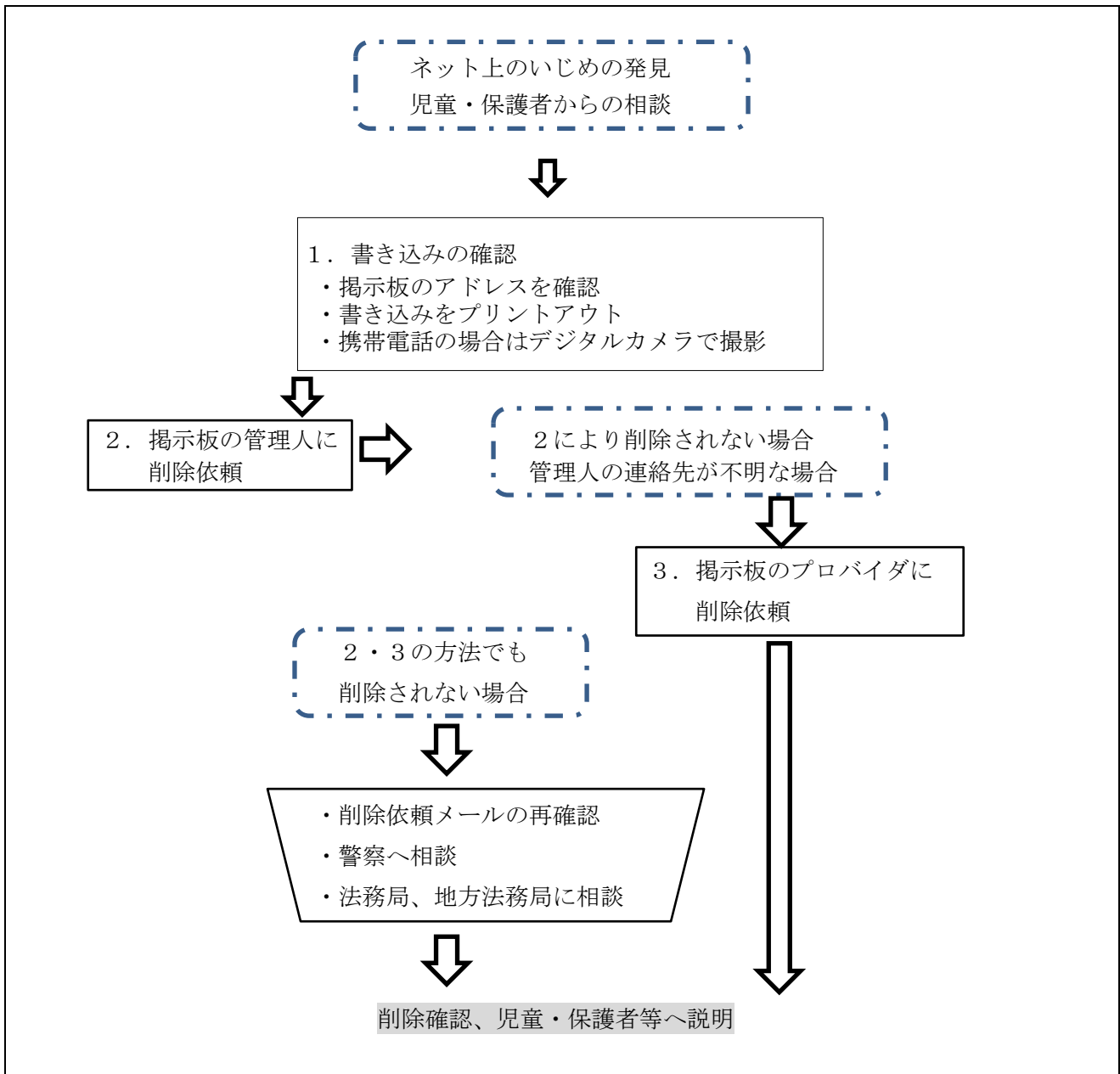
(3) チェーンメールの対応は

①指導のポイント

- チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となること。

(参考)

書き込み等の削除の手順 (参考)



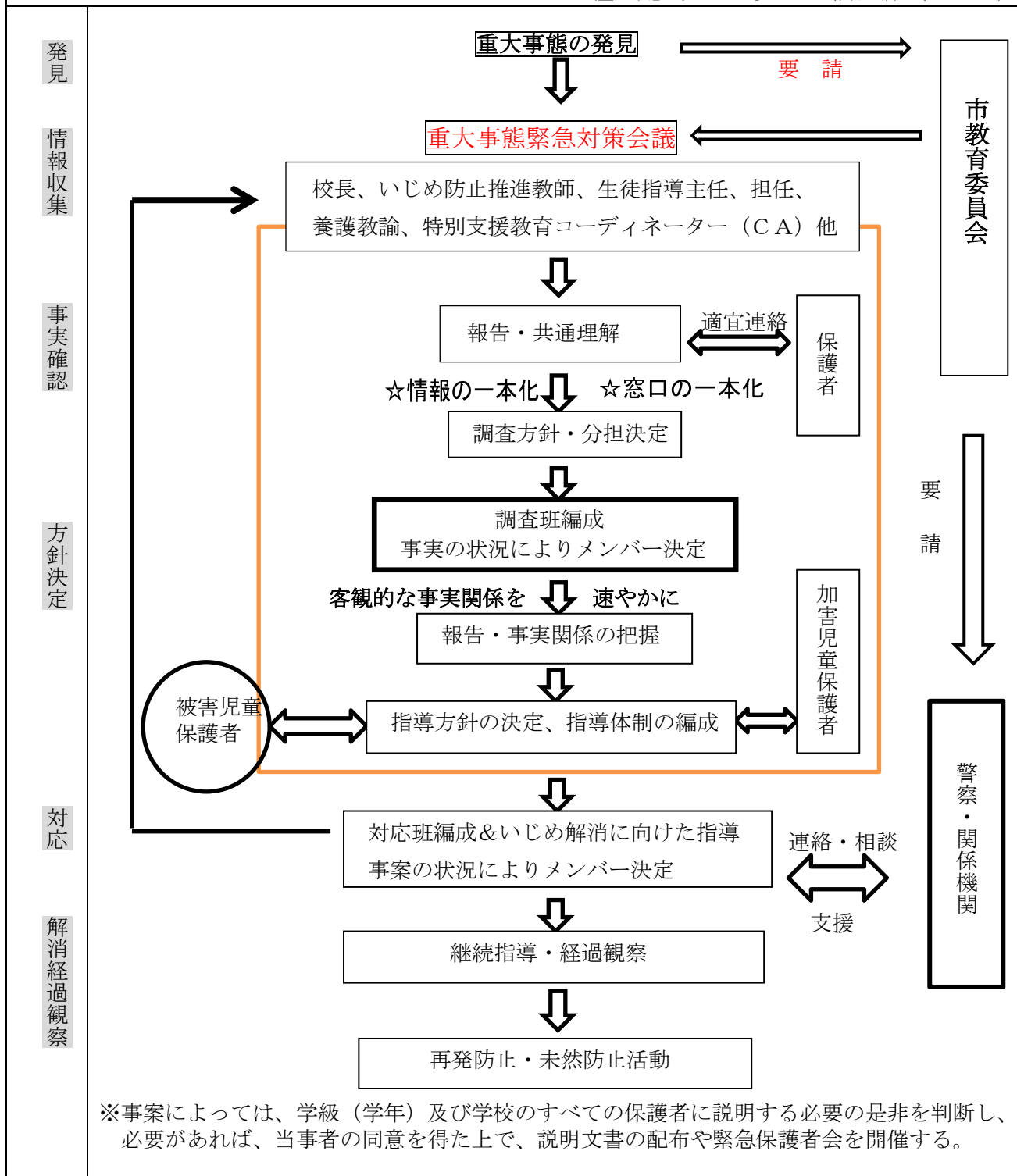
VII 重大事態への対応について

本市における重大事態とは

- 1 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」に該当する場合
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患等を発症した場合
- 2 「相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑い」に該当
- 3 1及び2に準ずる事態で市教委が重大事態だと判断する場合

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

（重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる）



調査主体：学校の設置者又は学校 調査を行うための組織 ・この組織は、職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。	
学校の設置者が調査主体となる場合 公立学校の場合、第14条第3項の附属機関を調査組織とすることが望ましい。 この附属機関は平時からの設置が望ましい	学校が調査主体となる場合 学校に置かれた「いじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる
i) 役割分担	
教育長：すべての事案に対する意思決定 市教委：対策協議会に関わる諸関係機関への要請 指導課長：対外的な窓口、対策協議会の進行 校長：主体の判断を受けての指示 教頭：教職員の動向の調整 いじめ防止推進教師：対策委員会連絡、調整 生徒指導主任・主事：校長・教頭の補佐 各教職員・特別支援教育コーディネーター（CA）：児童への対応	校長：すべての事案に対する意思決定 市教委：対策協議会に関わる諸関係機関への要請 教頭等：対外的な窓口、対策協議会の進行 いじめ防止推進教師：対策委員会連絡、調整 生徒指導主任：教職員の動向の調整 各教職員・特別支援教育コーディネーター（CA）：児童への対応 PTA会長：児童、保護者への対応
ii) 事実関係を明確にするための調査の実施	
・学校の設置者・学校は、たとえ不都合なことがあったとしても事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要 ア) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合 いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施 イ) いじられた児童からの聴き取りが不可能な場合 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取 ※ 自殺事案の調査は、「児童の自殺が起きたときの調査の指針」を参考とする。	
iii) 調査結果の提供及び報告	
① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任 ・学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する責任を有する ・質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要 ② 調査結果の報告 ・希望に応じて、いじめを受けた児童又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える	
調査結果の報告 ⇒ 市長	調査結果の報告 ⇒ 市教委

VIII いじめ問題の対応に関する教職員の意識向上

1 いじめ問題に対応するための共通理解

職員会議や校内研修等で、いじめ問題への対応について、見識と共通理解を深めておくことが必要である。

- (1) いじめの態様に関する認識が不十分であると、事態が軽視され、いじめが蔓延することもある。
- (2) いじめの報告方法、指導方法に関する共通認識を図る。

2 いじめ問題の対応に必要な教員の姿勢

- (1) 人権意識を高めることが大切である。

(「人権感覚を自己点検するためのチェックリスト」の活用)

- (2) いじめ問題には必ず組織で対応する。
- (3) いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないとの認識に立ち、児童や保護者からの通報、他の教職員からの情報を真摯に受け止め対応する。
- (4) 自分が担当する学級、授業、部活動等の様子について、日頃から他の教員と情報交換する等、多くの教師や保護者等の目に触れるようにしておく。
- (5) 児童によっては、いじめを原因に自ら命を絶つことがある、という最悪の事態を想定し、日頃から教員やスクールカウンセラーに相談できる体制が確立されていることを周知したり、気になる児童には、教員から声を掛けたりする。さらに、いじめ等、相談された内容については解決に向け全力で取り組み、当該の児童を徹底して守る姿勢を伝え、安心感を与える。

3 いじめと犯罪の関係についての認識

いじめは、当事者間の状況によっては司法機関と連携し、犯罪として対応する必要がある場合がある。「社会で許されない行為は学校の中でも許されない」との認識に立ち、児童が行ったいじめに対し適切に責任を取る必要があることを指導するとともに、保護者にも正しい理解を図る必要がある。

- ・ 強制わいせつ罪（刑法第 176 条） ・ 傷害罪（同 204 条） ・ 暴行罪（同 208 条）
- ・ 強要罪（同 223 条） ・ 窃盗罪（同 235 条） ・ 恐喝罪（同 249 条）
- ・ 器物損壊罪（同 261 条） ・ 脅迫罪（同 222 条） ・ 侮辱罪（同 231 条）
- ・ 名誉毀損罪（同 230 条） —いじめが抵触する可能性がある刑罰法規例について—